

幼稚園・認定こども園（教育部）の
満3歳児の保護者の皆様へ

岩倉市 子育て支援課

預かり保育の利用料の無償化（施設等利用給付2号認定の申請）について

日頃より岩倉市の幼児教育・保育行政にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、幼稚園又は認定こども園（教育部）の満3歳児クラスに入園した児童が年少クラスに進級すると、施設等利用給付2号認定を受けることができるようになり（ただし、保育の必要性がある人に限ります）、認定を受けた人は授業料の無償化に加えて預かり保育の利用料も無償化の対象となります。

令和4年4月から施設等利用給付2号認定を希望する人は、下記のとおり申請書等を提出していただく必要がありますので、期日までにお手続きください。

記

1 預かり保育の利用料の無償化の概要について

- ・保護者の就労や疾病等の事由により保育の必要性があると認定された児童に限り、預かり保育の利用料金に対して、利用日数×450円（月額上限11,300円）まで給付が受けられます。
- ・利用料については全額を一度園にお支払いいただき、4～8月までの5ヵ月分と9～3月までの7ヵ月分の2回に分けて市から対象者へ給付いたします。請求の方法については改めてご案内いたします。領収証等が施設から発行された場合は必ず保管しておいてください。

※保育の必要性のない児童が預かり保育を利用しても無償化の対象にはなりません。また、月60時間未満の就労など規定に満たない場合は対象外となる場合があります（保育園と同様の基準で、市で審査します）。

2 必要な手続きについて

（1）保育の必要性があり、預かり保育を利用する児童

☆次の①②の書類を令和4年1月14日（金）までに、在籍園にご提出ください。提出に関して園から別途指示がある場合は、その指示に従ってください。

- ①「施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）（保育の必要性がある人）」
- ②保育の必要性の事由の証明書類

※別紙「保育の必要性の認定事由と証明書類について」を参照し、令和4年4月時点の状況を証明する書類を提出してください。（例：現在は両親ともに就労しているが、4月時点では母が産休を取得している場合、父は就労証明書、母は母子健康手帳の写しを提出。）

(2) 保育の必要性がない児童、預かり保育を利用する予定がない児童

☆特に手続きは必要ありません。

- ・年度途中からでも施設等利用給付2号認定を受けることは可能です。就職や妊娠などで保育の必要性の事由に該当するようになった場合は、在籍園または岩倉市子育て支援課にご相談ください。

3 その他

- ・上記の他に書類が必要となる場合は個別にご連絡させていただきます。
- ・兄弟で同時に施設等利用給付2号認定を申請する場合は、提出書類のうち②の提出は1部で結構です。
- ・兄弟が次の(1)～(3)に該当する場合は、②の提出を省略することができます。省略したことが分かるように、「就労証明書は弟の保育園の4月入園申請書に添付」などと書いたメモを添付してください。

(1)幼稚園、認定こども園（教育部）、認可外保育施設等を利用する兄弟が、令和4年4月から施設等利用給付2号又は3号認定を受けるための申請をされていて、就労証明書等を提出している場合。

(2)兄弟が、保育園又は認定こども園（保育部）の令和4年4月入園の申請で就労証明書等を提出している場合。

(3)小学生の兄弟が、放課後児童クラブの令和4年度の入所申請で就労証明書等を提出している場合。

※いずれの場合も令和3年度の申請は対象外です。また、証明書類の内容に変更があった場合は再提出が必要です。

- ・申請書の記入例を市ホームページで公開していますので参考にしてください。「岩倉市 幼児教育・保育の無償化」で検索するか、右のQRコードからご覧ください。なお、様式のダウンロードも可能です。



【問合先】岩倉市子育て支援課保育グループ 担当：宮田 電話 0587-38-5810（直通）